

第 48 回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和 6 年 7 月 22 日（月）

開会 午後 2 時 0 0 分

○事務局（杉本課長代理）

皆様お待たせいたしました。ただいまから、第 48 回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当課長代理の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様は、委員 7 名中 6 名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、玉川委員におかれましては、本日、所用のため、ご欠席されております。

ここで、傍聴の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局からお配りさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日は、朝日放送テレビ株式会社様、関西テレビ放送株式会社様、株式会社朝日新聞社様、株式会社読売新聞大阪本社様が取材に来られており、撮影を求められております。

報道関係の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、ご起立の上、一言、ご挨拶をお願いいたします。

初めに、委員長の方青木委員でございます。

○青木委員長

青木佳史です。どうぞ、今年もよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

委員長代理の小谷委員でございます。

○小谷委員

小谷でございます。今期もよろしくお願い申し上げます。

○事務局（杉本課長代理）

近藤委員でございます。

○近藤委員

近藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

佐々木委員でございます。

○佐々木委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

谷内委員でございます。

○谷内委員

よろしくお願い致します。

○事務局（杉本課長代理）

それから、このたび大阪市PTA協議会の山内委員がご退任され、その後任としてご就任いただきました、大鳥委員でございます。

○大鳥委員

大鳥です。よろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

環境局理事兼エネルギー政策室長、井原でございます。

○井原理事

井原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

環境局事業部長、岡本でございます。

○岡本事業部長

事業部長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（杉本課長代理）

環境局事業部路上喫煙対策担当課長、楠本でございます。

○楠本課長

路上喫煙対策担当課長の楠本と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（杉本課長代理）

また、関係局につきましても出席させていただいております。

健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、甲藤でございます。

○甲藤課長

甲藤と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（杉本課長代理）

消防局予防部予防課長、中道でございます。

○中道課長

消防局予防課長、中道です。よろしくお願ひします。

○事務局（杉本課長代理）

建設局公園緑化部調整課企画運営担当課長代理、川道でございます。

○川道課長代理

川道と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（杉本課長代理）

なお、環境局局長、堀井につきましては、他公務のため、遅れて参加する予定でございます。

また、危機管理室危機管理課長の木村につきましては、本日所用のため欠席させていただいております。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の「大阪市路上喫煙対策委員会次第」でございます。

次に、「委員名簿」と「本日の配席図」でございます。

次に、「第48回大阪市路上喫煙対策委員会資料」と記した説明資料でございます。

また、条例規則をまとめた参考資料もお配りしております。

皆様、資料の漏れ等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事につきましては、青木委員長に進行をお願いしたいと思いま

す。委員長、よろしくお願いいたします。

○青木委員長

青木でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、先ほどもお話がありましたけども、各放送関係局から撮影の許可が来ています。既にもう撮影されていますけど、朝日放送テレビさん、関西テレビさん、あと新聞の、朝日新聞と読売新聞から許可を求めてられており、許可いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、今日は、少し時間が空きましたけれども、久しぶりの委員会ということで、様々な取組の状況のご報告、皆様からの様々なご質問とか、ご意見をいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、まず事務局のほうから、第1の議題です、路上喫煙対策に関する取組状況についてのご説明をよろしくお願いいたします。

○楠本課長

それでは、資料1、路上喫煙対策に関する取組状況に基づきまして、前年度の取組状況を事務局よりご説明いたします。

それでは、1枚めくっていただいて、まず1ページをご覧ください。

1ページでは、普及啓発活動における主な取組状況をご説明いたします。

(1)の新しいポスターの作成としましては、専修学校との連携により、3種類のポスターデザインを決定のうえ、ポスターを作成いたしました。

一番下にお示ししておりますポスターデザインにつきましては、たばこ市民マナー向上エリアでの啓発に活用しているものでございます。

なお、市内全域での路上喫煙禁止に向けた文言につきましては、(2)、(3)での取組も含め、文言を追加させていただいております。

次に、(2)では、たばこ市民マナー向上エリアでの啓発を目的として、啓発ティッシュやのぼりの作成をいたしまして、各活動団体に配布いたしました。

(3)の二十歳のつどい等での喫煙マナー向上の啓発といたしましては、参加者へのチラシの配布や当日にポスターとして掲示することにより、啓発を図りました。

こちらに挙がっているほかに、令和5年10月に大阪城公園太陽の広場で開催しました、ごみ減量フェスティバルにおいて、アカンずきんによる啓発等も併せて実施いたしました。

次に、2ページをご覧ください。

2 ページでは、過料処分件数について、直近 3 か年の推移及び令和 6 年 4 月から 6 月の状況を禁止地区別に示しております。

令和 3 年には、表の下にも記載がありますように、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された期間もあり、過料処分件数が減少しておりました。

令和 4 年度、令和 5 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大前の件数と同等の、おおむね年間 4, 0 0 0 件程度で推移しております。

また、令和 6 年 4 月から 6 月分の過料件数の累計としては 1, 2 5 0 件となっており、単純に 4 倍いたしますと、年間見込みとしては年間 5, 0 0 0 件のペースとなっております。これは、後ほど議題 3 のところでもご説明をいたしますが、路上喫煙防止指導員等の体制強化を図っている影響が出ているものと考えております。

続きまして、3 ページをご覧ください。

3 ページでは、大阪市に寄せられました、環境局関連の広聴件数の状況をご説明いたします。

(1) の広聴件数の推移では、平成 3 0 年度以降の件数推移を示しており、令和 2 年 4 月に健康増進法の改正施行があり、受動喫煙に対する関心の高まりもあったと推測されることから、令和 2 年度、令和 3 年度の件数は大きく伸びております。その後は、令和 3 年度の件数をピークといたしまして、減少傾向にあります。

(2) では、令和 5 年度にいただきました広聴の項目別内訳を示しております。

なお、(1) での令和 5 年度の広聴件数は 4 4 4 件となっている一方で、(2) の項目別内訳の合計が 1, 0 1 4 件となっておりますのは、表の注釈、米印 1 で記載しておりますように、1 件のご意見の中で複数の項目にまたがったご意見もあり、項目別の延べ件数で集計したものであるためです。

項目別では、表中の①路上喫煙対策強化を望む意見や、②の啓発の充実、灰皿の撤去等を望む意見が約 3 0 0 件程度となっており、延べ件数 1, 0 0 0 件のうち、①、②の合計で 6 割程度を占めております。

また、前年度比をご覧くださいと、①で 5 5 件の増加、②で 1 1 7 件の大幅な増加となっており、大阪市に寄せられた広聴の状況を見ますと、路上喫煙対策等への関心の高まりがうかがえます。

次に、4 ページをご覧ください。

4 ページでは、たばこ市民マナー向上エリア団体の令和 5 年度の活動実績をご説明いたします。

(1) の活動団体・活動回数・延べ参加人数では、平成 30 年度以降の推移を示しており、令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により活動自粛した団体もあったことから、延べ人数が減少していましたが、令和 5 年度には回復する傾向が見られます。

続きまして、(2) の主な活動内容といたしましては、昨年度同様に環境局提供の啓発ティッシュの配布など、街頭や各種イベント時の啓発活動を実施するとともに、同じく環境局よりポケットティッシュ、ポスター、のぼり等の啓発物品を提供したうえで、のぼり、ポスターの掲示、定期的な清掃活動の実施をしていただいております。

右はポケットティッシュ、ポスター、のぼりの各デザインをお示ししたものでございます。

活動内容についてのご報告は以上になります。よろしく願いいたします。

○青木委員長

ありがとうございました。

久しぶりのご報告でもありますので、それぞれについて基本的な質問でも結構ですので、いろいろご質問等をいただいたり、ご意見もいたければと思います。今日、その後で今後の取組についてというところがありますので、さらにこういう取組もするべきだというようなご意見についてはそのときにもお伺いできますし、ここでも、何かあればどんどん出していただければと思います。

大島委員におかれましては、何か基本的な質問でもご遠慮なくいろいろしていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、どの部分でも結構ですが、いかがでしょうか。何かございませんか。

谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員

ご説明ありがとうございます。資料 1 の 2 ページ目の過料処分件数についてなんですけど、令和 6 年度の件数からその前年度よりも、ちょっとハイスピードで増えているということだったと思うんですけど、指導員体制の強化ということで、すみません、ちょっと先の資料を勝手に見てしまったんですけど、2 ページ目のほうに 59 人の体制にしているというふうに書かれているんですけど、これは、今年度この 59 人に増やして、今までより

もかなり密に指導員や補助員が見回りをする事で増えていると思うんですが、後の議題になるのかもしれないんですけど、どんどん増やしていくと件数が、実際に吸っている人が増えているというわけじゃなくて、摘発といいますか、過料処分される方が増えると思うんですけど、この強化をどの程度まで増やすことができるのかという、それが実質の条例の効果的に運用されるかどうかというところに来ていると思いますので、すみません、ちょっと質問が、意図が分かりにくくなって申し訳ないんですけど、指導員の体制、今年度増やしたのは、来年度に向けて増やしているということでなんでしょうか、今後もどんどん増やしていくという予定なんでしょうか。

○青木委員長

そこをお願いできますか。

○楠本課長

ありがとうございます。こちらにつきましては、後ほども説明をさせていただきますけれど、令和5年度については、指導員、補助員合わせ17人体制でやっておりましたものを、本年の4月からは、59人体制で実施をさせていただいておりまして、増やしました意図としては、現行6地区という、割と限られた、行政区でいうと、5行政区にまたがるような地域で禁止地区を設定させていただいておりまして、それが24区に広がるということで、今ちょっと59人のご用意しか、体制強化できていないんですけど、今後、条例施行までには100人規模の体制強化を目指していくというような形で、今は検討しているところになっております。

以上でございます。

○青木委員長

よろしいですか。

続いてどうぞ。

○谷内委員

後ほどの議題になると思いますが、エリアが6地区から大阪市全域に増えると、かなりの体制が必要になると思います。そのあたりの計画的にどう、本当に100人でよいのかどうかとも、併せて後でご質問させていただけたらと思います。

○青木委員長

では、またそのときによろしく願いいたします。

今、この6地区を59人で回っているの、密度が高くなった分、過料も増えていると

そういう理解でいいですか。

それ以外のご質問はいかがでしょうか。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員

ご説明ありがとうございます。

まず、啓発活動のところについてお伺いたします。

ポスターと、それからティッシュとのぼりの作成、それから二十歳のつどいということなんですが、動画とかも活用していくというお話がこれまでの議論でもあったと思うんですが、その辺はどうかということ。

少し細かいお話なんですけども、これは本年度のものということで、2025年1月からの改正条例の施行に向けて、路上喫煙が一番上のポスターが迷惑ですとなっているんですけども、この迷惑という形での記載で今後もいくのがよいのか、例えば禁止されていますとか、もう少し強い表記の仕方とか、あるいは条例も大きな改正でございますので、やはりこれを迷惑と、迷惑防止の範囲内で捉えるべきなのかということも、少し確認が必要なのかなというふうに思っておりますので、細かな話ではありますが、こういうちょっとした言葉の使い方自体で、実際に施行していく段階で、特に指導員の方とかが直接現場に当たられるときに、やはり指導内容等に関わっても、市民の方のご理解のいただき方も変わってくるかなと存じますので、その辺注意が必要かなというふうに思っております。

それから、しばらくリモートで参加させていただいておりましたので、少し把握が遅れているかもしれないんですが、成人年齢等が変わりましたけれども、喫煙について二十歳以上ということで、大阪市では、二十歳のつどいという形は維持されているということでよろしいでしょうか。そうしますと、その機会を捉まえることが有効であるということで、こういった啓発の機会の端緒として、二十歳のつどいというのを活用されていることに位置づけていらっしゃるのかなというのを、確認させていただきたいなと思っております。

それから、過料についての件は、今後この件数を見てどう評価すればいいのかというのが、エリアが大幅に変わりますので、どう見たらいいのかなというふうには思うんですけども、何らか比較がしやすいような形で、今後のご報告では工夫いただいてもいいのかなと思いますし、逆に、後の議題になるかと思っておりますけども、大幅に増員はもちろんいただいているところでございますが、100人という規模の指導員の体制の適正性というの、また別途検討する必要があるのかなというふうに思っております。

それと、実際に施行後に摘発件数、面積で比較しても適当なのか分かりませんし、どういった分母をとればいいのかというのも、今後の有効な政策を実施していくうえで、条例改正に伴って必要な論点かなというふうに思いました。

すみません、あともう一つ、続けて恐縮です。

3 ページ目に広聴のところ、非常に今ご意見をたくさんいただいているというふうなお話でしたが、今回条例改正をいたしますので、改めて市民の方のご理解の状況について、これをもってどのように評価できるのかなというところをお伺いしたいなと思ひまして、強化を望む声も高まっているんですけども、やはりここで顕著なのは、啓発の充実とか、灰皿の撤去とかいうところがありまして、これは、昨今のこの全市禁止にするということの報道があつて、一定期間が経過したところで市民の方にそういった意識が高まったのか、あるいは全体としてそういった意識の醸成が図られているというふうにつまればいいのか、少し評価をどのように市のほうとしてはつまられているのか、改めてお聞かせいただければと思います。すみません、多くにわたりますが、よろしくお願ひいたします。

○青木委員長

ありがとうございます。それでは、1 つずつお願ひできますか。

○楠本課長

それでは、まず1 点目の動画制作を用いた広報についてなんですけれど、令和5 年度は新たなものというのは作成させていただいていないんですが、令和4 年度には、広報用の動画を作成し、Y o u T u b e に上げております。今年度については調整中なんですけれど、Y o u T u b e 動画1 本の作成を考えているところになっております。

ポスターのデザインの中の文言で迷惑ですというところになるんですけど、こちらにつきましては、おっしゃっていただいた意見を参考に、文言のほうを、よりの確な表現へと今後検討してまいりたいと考えております。

3 点目の二十歳のつどいについては、成人年齢が1 8 歳に引き下げられたところではあるんですけど、大阪市では引き続き二十歳の方を集めてつどいをされているので、ちょうど喫煙可能年齢にもなりますので、そのときに、併せてマナー啓発をさせていただいている状況となっております。

続きまして、2 ページ目の過料件数については、今後少し分母をどうするかとか、比較の方法、手法についてはまだ検討させていただいていないところではあるんですけど、

報告の際には、前年度等と比較しやすいような形で、表のほうを作成させていただければと考えております。

あと指導体制についても、適正規模というのはいろいろな議論が今後もされていくことかと思っておりますので、1月以降の指導状況を勘案して、適正規模については、引き続き条例施行後も検討を重ねていきたいと考えております。

最後に、広聴件数のところでご質問いただきました、(2)の②番の啓発の充実の意見ということが非常に前年度に比べて伸びているところに関しては、やはりおっしゃっていただいているように、報道等で路上喫煙対策というのを見られた方が非常にご興味を持たれて、より一層啓発が必要ではないかというのをご意見いただいているところが多くあるかと思っております。

以上になります。

○青木委員長

どうぞ、続けてください。

○岡本事業部長

担当部長の岡本です。

少し補足させていただきたいと思っております。

ポスターの表現の話ですが、少しポスターとは話が違いますが、大阪メトロ天王寺駅からルシアスの庁舎まで歩いてくるところに、大阪メトロのサイネージがあり、そちらのほうで、試験的ですが、路上喫煙禁止のサイネージが流れています。そちらでは、路上喫煙はやめましょうという呼びかけをさせていただいております。この1月から路上喫煙は禁止になりますよという報告とともに、明確に、路上喫煙をやめましょうというような呼びかけにさせていただいております。幾つかそういうデザインを実際につくっておりますのと、そういう試験的なことも始めておりますので、そういうものを広げていきたいなというふうには考えております。

○青木委員長

ありがとうございます。質問としてはよろしいですか。ありがとうございました。

また、指導員の効果的な評価の仕方等につきましては、第3の議題のところでも、またご意見や検討をいただければとも思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちなみに広聴件数ですが、この令和5年度の分は表に載ってご報告いただいておりますけど、今年はさらに、単純に4倍すれば720件ペースで広聴が来ているわけですけど、こ

の中で多いのは、やはり同じように啓発の充実等々が多いんでしょうか。

○楠本課長

おっしゃっていただいているように、禁止に向けて、ここも早く禁止してほしいという
ようなご意見等をいただいているところでございます。

○青木委員長

具体的なエリアとして禁止してほしいという意見ですか。

○楠本課長

エリアの意見もございますし、個別の場所をおっしゃられるケースというのがございま
す。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員

啓発活動といいますか、周知していくということにおきまして、今、具体的な感触とい
いますと、例えばかなり市民の間では新聞報道もされているし、スポーツ新聞なんかにも
記事も出ているのでかなり浸透していると思われるのか、まだまだこれからだという
ふうに思われているのか、その具体的なアンケートを取って何%みたいなことは、あくま
でも数字は難しいかとは思いますが、そのあたり、どれくらい今のところ周知が行
き渡っているのかなということを、意識として持つておられるのかというのが1つ目の質
問です。

それと、もう一つ、2つ目が、これは後の3のところとダブってしまうかも分かりませ
んけども、今までの委員会、こういう周知をする、人に知ってもらうということについ
て、インバウンドというのが一つ重要なキーワードで議論されてきたと思うんですけれ
ども、もちろん、何らかの対策はされているかと思うんですけれども、今日配っていただ
いた資料を拝見すると、ちょっと海外からのお客様に対する配慮があまりないんじゃないか
というのが率直な感想です。

例えば過料する方ですか、じゃあ人を増やすんだけど、その人が英語で注意を促すとか、
失礼のない対応ができるのかとか、英語なのか、中国語なのか、そういうことまでも考え
ておかないと駄目な時期だと思うので、インバウンドについてどう思っておられるかとい

うのを質問します。

○青木委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○楠本課長

ありがとうございます。

まず、1点目の市民の認知の浸透度につきましては、具体的にアンケート等の実施・実績もございませんので、本当の肌感覚にはなりますが、徐々に浸透はしてきていると考えておるところではあります。まだ、具体の施行日等についてアナウンスができておりませんので、具体的に何日からというのをお示しした段階で、より関心が高まるのかなとは考えておるところでございます。

続きまして、2点目の、委員会でも何度もご議論いただきました、インバウンド対策の部分についてなんですけれど、こちらもちょうと資料に掲載等ができていなくて申し訳ないんですけれど、大阪観光局というところがセッションとして民間のほうで運営されているところがございまして、こちらを通じて、観光案内所とかでポスター掲示をお願いしたりとか、ホームページ上で注意喚起をしていただくようなところに向けて、様々各種手法について、現在調整をしているところでございます。

指導員の啓発の多言語化・インバウンド対策についてなんですけれど、そちらも、現行でもかなり海外の方の観光客というのは多い状況でして、今の指導状況といたしましても、指導員が多言語・複数の言語を話せる者もおりませんので、ここは禁止ですよというようなカードを示したうえで過料徴収等とか、指導を行っている状況になっております。

以上です。

○青木委員長

よろしいですか。ありがとうございます。またご意見でいろいろいただければとも思います。

ちなみに、この過料徴収の中で、外国からの旅行者の人が対象となって過料したというのものあるんですか。

○楠本課長

旅行者かどうかまでの属性は拾えていないのですが、割と海外の方の過料徴収ということも増えている状況にあります。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員

この3番の広聴件数の中の②で啓発の充実というところで、灰皿の撤去等を望む意見っていうのが多くということですが、私も目の当たりに見まして、やはりたばこ屋さんの前の灰皿とか、そういうようなものをなくされると、てきめん人が集まらなくなる。それがすごく効果があったように思います。それまで近くにお勤めされている方が、そこがたばこを吸う場所として集まっておられたんですけども、最近その姿が見えないと思ったら灰皿がなくなっていました。何か所かそういうところがあるのを気がついたんですが、やはりだんだんと業者さんのほうもそういう認識を持っていただいているのかなと思いましたね。だから路上喫煙といいますが、それぞれ喫煙しながら歩かれる方と、その場所を求めて行かれる方があります。

最近気がついたことはまずそれと、それから各企業さんの中で、たばこを吸う場所を決められていなくて、休憩時間に外へ出てこられると、そこで皆さんたばこを吸われる。5月30日、ごみゼロの日に、女性会がごみの処理活動をしました。梅田の近く、フコク生命のところだったと思うんですが、垣根の中にすごくたばこの吸い殻がありまして、なぜこんなところにこれほどあるのかなと思っていたんですが、帰りにそこを通りますと、ちょうど休憩時間で、もう何人も人がそこに集まって、まるでそこがたばこを吸う場所のように使われていました。だから、こんなにたばこの吸い殻があったのだなと思いました。だから、これからいろいろなこともあると思いますが、まず、企業さんがそれぞれの企業の中でたばこを吸う場所を、やはり確保していただけたら大分変わってくるんじゃないかな。そこまでできないから皆さんが外へ出てたばこを吸われるんじゃないかなということを感じました。だから、あちこちそういうたばこを吸う場所をこのようにしてされていますが、もっと企業さんに努力していただければ、すごく変わってくるんじゃないかと感じました。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございます。この灰皿の撤去等についてはあれでしょうか、具体的に撤去を求めるような取組を、大阪市のほうから働きかけとかというのをされたりもしていますか。

○楠本課長

広聴で灰皿を移設してほしいというご意見をいただいた際には、お願いという形ではございますが、灰皿を移設・路上から撤去していただくようにご依頼はさせていただいていくところになります。

○青木委員長

屋内での喫煙場所、禁煙が原則になっていた中で、屋内における禁煙に伴う企業の取組については、受動喫煙の関係も含めて何か、推進、代替策といえますか、そういうことを企業に求めるみたいなことは何かされているのでしょうか。

○楠本課長

企業内の建物につきましては路上といえますか、その建物管理者の方々の検討すべき項目になりますので、私どもで補助金を出して整備を誘導するなり、企業に個別にお願いしていくというのはさせていただいていないところではあるんですけど、私どもも、補助を出した民設の喫煙所の整備を順次進めておりますので、休憩時間等で出てこられる方はお近くの最寄りの喫煙所等で分煙をしていただくことで、今後の市民生活の向上というのにはつながるかなとは考えているところでございます。

○青木委員長

健康局さんのほうで、そういう企業に対して何かありますか。

○甲藤課長

健康局です。

基本的には、先ほども申し上げましたとおり、各企業内での取組ということになっていまして、我々の健康増進法の考えの下で事業が行われておりますので、社内の喫煙室をつくるとか、そういうところに対しての周知啓発というのは特にないところではございます。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、質問。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員

すみません、また再度申し訳ありません。

参考資料のところ、これまでの我々の答申とか、あと改正条例も入っていないかなということなんですけど、その辺の資料を入れていただけたらなというふうに思いました。

それと併せて、なぜ答申を見たかったかという、さっきご質問から漏れたといえますか、質問させていただかなかったんですが、4ページ目のたばこ市民マナー向上エリア団体さんと連携のようなお話も、確かにこれまでの議論の中では出ていたのかなというふうに記憶しております、今現状の報告を見させていただきますと、団体数はあまり変わらない、変わらないということもないんですが、微増ぐらいにとどまっていらっしゃるところだと思います。一方で、参加人数とかについて見ますと、令和元年とか、平成30年の状況に比べますと、まだ数としては十分でないとも言えるのかもしれませんが、増えてきているというところで、そういった連携が、今後検討していくに向けて、市民の方たちの任意の団体様からのご協力みたいなものとのつながりの現状について、少し伺いできればなというふうに思っております。

○青木委員長

お願いいたします。

○楠本課長

昨年議論いただきました中でも、たばこ市民マナー向上エリア団体の活動を活性化していくなり、団体数の拡大というものについて取組として、ご意見をいただいております、これにつきましては、まだ具体的取組までは進んでいないところではあるんですけども、今後は啓発物品を充実させるなど、活動をしやすいように、アンケート等も実施をしていきたいと考えておるところです。

団体数の拡大につきましても、施行日決定後に地域団体であったりとか、各方面に広報周知のほうで啓発をご依頼させていただく中で、併せて参加を呼びかける働きかけのほうもしていきたいと考えておるところです。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございます。このたばこ市民マナー向上エリア団体相互での、それぞれがどんな取組をしているかというのを横で分かるようなそういうつながりとか、それから、そういう好事例とか、好取組の紹介みたいなものというのは、今のところまだないんですか。

○楠本課長

コロナの前は、そういったベストプラクティスと申しますか、好事例の紹介を団体が集まっていたら発表し合う場の設定はさせていただいていたところであるんですけど、コロナで少し途絶えて中断している状況にありますので、その辺も含めて、復活をさせて

いきたいと、検討してまいります。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員

恐れ入ります。参考資料のほうで、本市喫煙設備一覧を見たところ、令和2年度までの整備しか載っていない、この近年整備した分については、またぜひ掲載したものをいただきかったなと思ひまして、また今後よろしく申し上げます。

○青木委員長

これは令和2年の天王寺の後の、ここでも議論した堂島のところがありますが、それ以降のはまだ載せていないですね。また追加は順次アップロードといたしますか、していただければと思ひますし、今回、多くの喫煙所の増設が大幅に増えますので、またそれをまとめていただくという作業が必要だと思ひますね。よろしく申し上げます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしければ、また次の今後の対策のところでの質問なども踏まえて、こうしたほうが良いという積極的な提案をいただければと思ひますので、そちらでまた引き続きご意見をいただこうと思ひます。

では、一旦、1につきましては終了しまして、次に、条例の改正が行われていますので、条例の改正の内容について、確認も含めてご報告をいただきたいと思ひますので、よろしく申し上げます。

○楠本課長

それでは資料2、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例改正の概要について」に基づきまして、令和6年3月27日に議決しました改正条例の概要を、事務局よりご説明させていただきます。

条例改正に当たりましては、令和4年度、5年度では全9回のご審議をいただきまして、中間答申、最終答申をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、めくっていただきまして1ページをご覧ください。

1ページは改正理由となっております。

この間のご審議いただきました中でのおさらいとはなりますが、1つ目の項目では、現

在の取組内容として、大阪市では市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、公園、広場、その他の公共の場所で路上喫煙をしないよう、努力義務を定めるとともに、路上喫煙禁止地区、現在は6地区ございますが、において路上喫煙防止指導員が巡回し、路上喫煙を現認した場合、罰則として1,000円の過料を徴収しております。

続く2つ目の項目につきましては、改正理由となりまして、国際観光都市を目指している本市にとって、2025年大阪・関西万博の開催は重要なマイルストーンであり、その開催理念である、「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という理念に照らしますと、市内全域での路上喫煙禁止に向けて取組を進める必要があることから、条例改正に着手することといたしました。

次に、2ページをご覧ください。

2ページでは、条例改正までの経緯、経過をまとめております。

令和4年7月13日に路上喫煙対策委員に諮問して以降、喫煙者、非喫煙者が共存するための場所を、マナーを守った喫煙のための場所の確保については、場所の選定や地元調整等に時間を要する点や喫煙所の整備に関わっては設計施工に係る諸手続等、一定の期間を要することを鑑み、喫煙所について率先して集中的に3回ご審議いただき、令和4年10月7日には、喫煙所について中間答申をいただきました。

中間答申をいただきました以降も6回の委員会を開催してご審議いただきますとともに、令和5年8月7日から9月6日の間に大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性に係るパブリックコメントを実施したうえで、令和5年12月26日には市内全域における路上喫煙禁止に係る考え方について、最終答申をいただきました。

なお、パブリックコメントでは448通のご意見、延べ件数にいたしますと545件という、非常に多くのご意見をいただいたところでございます。

最終の答申を踏まえ、市内部での調整を経て、令和6年2月22日には改正条例案を議会に上程いたしました。

なお、条例改正案、議案第84号につきましては、5ページから9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

令和6年3月26日の建設港湾委員会、令和6年3月27日の本会議において附帯決議を付して原案が可決されたところであります。

附帯決議につきましては10ページに添付しておりますので、内容については後ほどご

説明させていただきます。

次に、めくっていただきまして、3ページをご覧ください。

3ページ、4ページでは、主な改正内容について、4点をご説明いたします。

3ページの「1、市内全域での路上喫煙禁止」では、これまでの路上喫煙禁止地区のみとしていた路上喫煙禁止に係る区域を、道路等のうち本市が管理する区域及び市長が指定する区域に改め、その実効性を担保するために違反者に対し過料を徴収することといたします。

次に、「2、合意に基づく私有地の路上喫煙禁止区域への指定」では、上記1の市長が指定する区域は、大阪市が私有地等に一方的な制限を加えるのではなく、管理について権限を有する者との合意に基づいて指定するものといたしました。

次に、4ページをご覧ください。

「3、加熱式たばこの規制対象への追加」では、平成19年の条例制定当時は、一般的ではなかった加熱式たばこが普及してきた状況を踏まえ、健康増進法に準じ、条例で定めるたばこの定義を加えるとともに、喫煙の定義についても加えるよう改正いたしました。

最後に、「4、本市の責務として「分煙施設の整備」を追加」では、たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙の防止に必要な施策として、本市が推進すべき必要性の高い施策の代表的なものを明確化するため、分煙施設の整備の文言を追加いたしました。

なお、改正条例の施行日につきましては、市長が定める日としております。

少しページが飛びますが、次に10ページをご覧ください。と思えます。

こちらでは、2ページの条例改正までの経過にありました附帯決議について、ご説明いたします。

市内全域の路上喫煙禁止に取り組むに当たっては、5点の留意事項が示されておりますので、順にご説明させていただきます。

まず1点目として、条例施行までの目標である140か所の喫煙所を確実に確保すること。また、2点目として、民間に頼るだけでなく、行政としても責任を持って市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保できるよう、喫煙所を整備していくことが示されております。次に、3点目として、路上喫煙防止指導員による啓発指導及び過料処分を、より一層強化すること。4点目として、禁止場所であることの啓発表示について道路、広場、公園等の管理者と連携して取り組むこと。最後に、5点目としては、市民の方々はもちろん、

インバウンドを含めた観光客にしっかり届くよう、SNSや動画配信など、様々な啓発手法を用いて積極的にPRを進めることという事項が示されております。

これらの附帯決議の内容につきましては、これまで委員会でもご議論いただきました内容とも一致したものとなっているものであります。委員会でもご議論いただきました内容や附帯決議を踏まえた今後の取組につきましては、次の議題3でご説明したいと思っております。

説明については以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは、条例の中身、それから附帯決議等につきまして、何か確認やご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

私からすみません、目的、第1条なんですけれども、路上喫煙の原因となるものとして、不快感とやけどの被害と投げ捨てるの3つが書かれていますけれども、いわゆる受動喫煙の健康被害的なものというんでしょうか、それは明確には明示されていないように思うんですけども、このあたりは、何か議論があってこの表現になっているんでしょうか。

○楠本課長

受動喫煙の文言追加につきまして、受動喫煙の屋外での被害というものは、国等でもまだエビデンスのほうを示されていない状況でありますので、なかなか条例に落とし込むのは厳しいだろうということで、こういった表現にとどめさせていただいております。

○青木委員長

ありがとうございます。

それ以外いかがですか。

谷内委員、お願いいたします。

○谷内委員

8ページ目に条例施行期日は市長が定めるというふうにあるんですけど、先ほどの資料で、新しい啓発ポスターの作成のところ、2025年1月から全域で禁止にというふうにあるんですけど、これはどういうことなのか、すみません、私が理解が足りなくてよく分からなかったんですが、ご説明していただいてもよろしいでしょうか。

○青木委員長

施行日をどう決められるかをご説明いただければと思います。

○楠本課長

確かにおっしゃっていただいているように、議題1の啓発ポスターの作成のところでは2025年1月から市内全域で路上喫煙禁止へというような表現を使わせていただいているところではあるんですけど、条例上は市長が定める日となっておりますので、現段階では2025年、令和7年1月をめどに改正施行のほうを目指しているという状況となっております。

条例施行日を決めるプロセスについては、先ほどご説明させていただきました附帯決議も議会から付されているところにはなっておりますので、おおむね1番の項目でございました、140か所の喫煙所の整備を確実にやることという条件のところをめどがつきましたら、施行日を決めさせていただいたうえで、その旨を施行告示にさせていただいて、広報周知を図ってまいりたいと考えているところになっております。

以上です。

○谷内委員

ありがとうございます。

○青木委員長

1月かどうかはまだはっきりと施行日としては定められていないけれども、そういう今おっしゃったようなめどがあって決めていくということになります。

ただ、そんなに大幅に遅れるということでもないんでしょうね、万博が始まってしまっただけというわけにはいかないでしょうから、それまでの間のどこかということになるんでしょうか。

○楠本課長

今、鋭意、喫煙所の整備についても順次作業を進めさせていただいておりますので、大幅にずれることのないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○青木委員長

よろしいですか。

ほかにいかがですか、ご質問等。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員

目的のところについては、先ほど委員長が質問されたところに結構あると思うんですけども、改めて路上喫煙の定義といいますか、どういった、ここでいえば危険ですよ、

本当に危険があるからこの規制をする必要があるという整理だと思うんですけど、実はあまりこの辺、この委員会の中であまり詰めたようなところが一方でなかったようにも思いまして、この辺の表現についてのちょっと経緯を教えていただければなということで、どちらかというところ、ここで、それこそ環境局さんが担当されているということは、それによってまちが汚れるとか、そういう面がもともとは強くあったところかと思しますので、その辺とのバランスが若干危険とか、そういう害についての表現が、何といいますか、また表現が変わったのかなというような印象を持ちましたので、そこをご説明いただければなと。これまで、市民の安心、安全及び快適な生活環境を確保するというところに全てを包含してきたところだと思いますので、その辺が規制を強化するに当たって、その危険、特に注視すべき危険な部分を強調されたという格好なのかなということと、それから、これから万博を契機として、国際都市として大阪市の環境美化のところ、むしろその環境政策は担当されるところの出発点を表現されたのかなと思いますので、目的のところをもう一回解説いただければ助かるかなというふうに思いました。

あと言葉の話なんですけれども、今回、3条のところ、分煙施設の整備をすることというのが市の責務に加わっているところなわけですが、これまでは多分、資料が確認できていないんですけど、喫煙所（喫煙設備）とかいう表現だったと思うんですけど、今後は、例えば分煙を徹底したような喫煙設備とかいうような表現じゃなくて、もう分煙設備というような言葉でこれから表現、分煙施設か、そういう言葉で表現されているのか、この言葉の整理みたいなところも教えていただければなと。ほかに目を通しておりませんので、ほかに喫煙所に関する文言があるのかとか、今後規則を整えていかれるに当たって、言葉の整理をどのようにされるかについて、少しご説明いただければと存じます。

○楠本課長

それでは、資料で申しますと議題2の資料2のページ5ページのところの目的の1条のところ部分に関してなんですけれど、小谷委員におっしゃっていただきましたように、環境局がこちらのほうを取り組んでおりますので、まちの美化と申しますか、たばこの吸い殻の投げ捨てというところがあるとまちの美観が損なわれるというところを、目的にもさせていただいております。

危険というところの面で申しあげますと、条例制定当初からも、比較的、歩きたばこをされる方のたばこが、ちょうどこどもの目線あたりにたばこの火が来るということで、非常に危ないということで、条例の制定当初からこの目的というか、おっしゃられている安

全、安心のところには包含していた部分はあるのですけれど、そちらのほうをより明確化させていただいたというところで、今回はこの文言を付け加えさせていただいていますと同時に、今後外国人の方も観光客として増えてこられるということもございますので、後段の国際観光都市にふさわしい美化環境を推進するという文言を入れさせていただいておるところになります。

続く6ページのところの第3条のところ、分煙施設の整備という文言を追加した件についてなんですけれど、この間、中間答申の中では、喫煙所（喫煙設備）というような表現を入れさせていただいていたところなのですが、今後整理としては、分煙施設という形で条例であったり、規則の文言を整理していきたいと考えております。

以上になります。

○青木委員長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

私から1点なんですけれども、第5条で、市が管理する区域以外のいわゆる民間のところを指定することもできるようにしていますけれども、これについては権利者の合意に基づいてするというのが6条にあるんですけれども、これまでは、これまではというのはちょっと違う話ですけども、これまでの、今日のところでいうと、指定区域とかはこの委員会に諮問いただいて、諮問の中で当該の区の区長さん、区役所の方とかいろんな方の意見も踏まえて決めていくというのをしていましたが、今後はこういう民間のところを指定するについては、もうそこと、具体的には環境局の担当部署とのやり取りだけで決まってくということになっていって、例えばどこかに意見を聞くとかいうことはないまま進められるという、そういう理解でよろしいんですか。

○楠本課長

おっしゃっていただいていますように、これまで禁止地区を指定するときにはご意見等をいただいていたところではあるのですけれど、エリア的に、天王寺エリアであったりとか、京橋エリアという何街区かにまたがるような広いエリアを指定することでご意見を頂戴しておったところなんですけれども、今回の条例改正によりまして、本市が管理する区域については基本的には禁止になりますので、今回、この合意が整って付け加えるところというのは主に公開空地であったりとか、私道の一部であったりとかというのを想定しておりますので、そういった大きく市民生活に影響を与える部分というのではないかなということで、委員長がおっしゃっていただいたように、少し委員会の権原の部分につい

でも条例の改正の中でさせていただいておりますと、ページでいいますと、めくっていただいて8ページの部分にはなるんですけど、新条例のほうは左側で、旧条例のほうは右側という新旧対照表になっておりますと、旧条例のほうで申しますと、8条のところ、第5条1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定、第6条1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更もしくは解除について、市長の諮問に応じて調査、審議するため委員会を置くとなっておりますものを、新条例の9条では、路上喫煙の防止に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査、審議するため委員会を置くというような形で表現を、改正をさせていただいておりますと、個別に地区指定なり、追加することについてご意見をいただくというようなところは省略という形になされています。

以上です。

○青木委員長

ありがとうございました。今日のような形での取組状況の報告の中では、そういった指定したところはマップに落としてご報告いただくというのはするという、そういうような感じでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大鳥委員、お願いします。

○大鳥委員

町会等、PTAのほうでも喫煙所がスクールゾーン、通学路にかかっているところがあるというのをいろいろ聞かされるようになっていて、なんとかならないかという形で言われるんですけども、町会やPTAのほうでは、我々ではどうにもできませんという話になって、よく困るということを言われているんですけども、来年度以降、140か所に関しては、当然そこら辺にはかからないとは思うんですけども、それ以外にここで用意されている、先ほどの灰皿とか、喫煙所っていうところに関して、町会やPTA等ではどういった形で対策をしていけばいいのかなと思っているんですが、どの単位ごとぐらい、町会、1町会と言っても環境局さんは答えてくれるのか、それか、区単位になって動かないと難しいのかというところなんですけども、お願いします。

○楠本課長

おっしゃっていただいているところについては、よく環境局にも広聴でご意見をいただくところ、例えばなのですが、通学路にあたっているところに、多くの児童生徒さんが通られるところに灰皿が設置されてるような、たばこ店であったりとか、コンビニの軒先に

置かれている灰皿についてご意見をいただくところもあるんですけど、なかなかちょっと敷地内に置かれている場合というのは、敷地の管理者の権原もありますので、一方的によけなさいというのなかなか強制的にはできない部分はございますが、お困りのところがございましたら、環境局のほうからも撤去のお願いであったりとか、ご意見というのは伝えさせていただいて、移設なり、撤去をしていただけないですかというお願いを現行させていただいているのと同様の取組になるんだろうかと思えます。

以上です。

○青木委員長

特別にどこかで取りまとめをしなくても、直接そういうふうなご要望があれば、ダイレクトに環境局に言って行ってよろしいと、こういうことでいいですか。ということなので、どんどんお願いします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

またあれば戻っていただければと思いますが、この附帯決議というのは建設港湾委員会のほうで一旦出されたうえで本会議でも同様の附帯決議ということで、10ページに載っているものが附帯決議です。これは、我々が委員会で最終答申等にも出したものが同じように指摘をされているものが多いと思いますので、次の議題で、この第3の今後の取組のところで、このことが具体的にどう進められるかを、皆様からもご意見をいただければというふうに思っております。

ということで、この第2は一旦ここまでというふうにさせていただきたいと思えます。

では、第3に参りますので、今後の路上喫煙対策についてというところにつきまして、まずは、事務局からよろしくをお願いします。

○楠本課長

それでは、資料3、「今後の路上喫煙対策について」に基づきまして、今後の取組内容5点を事務局よりご説明させていただきます。

資料をめくっていただいて、1ページ目をご覧ください。

(1)「大阪市喫煙所情報提供登録制度(案)」の検討について、路上喫煙の全面禁止に向けた分煙環境の整備に加え、万博開催までに、少しでも多くの喫煙可能な場所の情報を提供することで、路上喫煙の防止につなげることを目的とする制度を、千代田区の事例を参考にしつつ、検討しております。

検討しております制度内容としては、商業施設、飲食店舗に既に設置された喫煙スパー

スなどを対象に想定しておりますが、民間事業者施設等において、喫煙が可能な場所の情報をお市が登録を受け付け、お市ホームページや巡回指導時において、情報提供をするものでございます。

ただし、こちらにつきましては、お大阪市指定喫煙所とは異なりまして、喫煙者の利用に当たっては店舗の利用が条件になるなど、誰でも無料で利用できるわけではないものとなっております。

次に、(2) 条例施行に係る広報では、区役所や地域、お市関係局や事業者との連携による広報展開を実施していきたいと考えております。

具体的には鉄道車内へのポスター掲示、SNSやデジタルサイネージ、鉄道駅でのアナウンス、水道検針票の裏面活用などを現在調整しており、様々な手法を駆使して、広報を積極的に展開しております。

なお、こちらの資料にはないのですが、現時点では映画のタイアップポスターによる啓発やお大阪市水道局が設置している無料給水スポット、水色スイッチ上部のデジタルサイネージにおける広報用動画の放映等も実施しております。

また、先ほどのご質問の中でお答えした内容とも重複しますが、お大阪メトロが駅に設置しているデジタルサイネージへの掲出に向けて、現在天王寺駅でテスト実施をさせていただいているところとなっております。

続きまして、次に2ページ目をご覧ください。

(3) の禁止区域であることの表示については、道路、広場、公園等の管理者と連携し、禁止地区の啓発表示を行うこととしておりまして、現在は効果的な啓発表示となるよう、掲示場所の調査を行うとともに、啓発表示のデザインや材質など、仕様について検討を進めているところでございます。

次に、(4) 喫煙所の整備についてですが、お市と民間事業者による設置を合わせて140か所のお大阪市指定喫煙所を、条例施行までに確保すべく設置を進めており、令和5年度では、お市設置6か所、民間事業者による設置34か所の合計40か所の設置を完了しております。

また、140か所の外数とはなりますが、令和5年12月からは、阿倍野歩道橋下西側に喫煙所設備を供用しているところでございます。

令和6年度では、お市設置の41か所について契約締結、もしくは入札を実施しておりまして、現在は設置に向けた各種手続等を進めているところでございます。

なお、本市が設置する47か所につきましては、設置場所の属性別では、公園で29か所、道路10か所、その他行政財産は8か所になっておりまして、また、閉鎖型、開放型の形態別では、閉鎖型が37か所、開放型が10か所となっております。

次に、民間事業者による設置につきましても、4月11日から9月30日までの間で補助金申請を受け付けておりまして、約150件の申請や、申請に向けた相談が寄せられているところでございます。

また、補助要件として、令和5年度では、おおむね5平米以上の面積要件を設定していましたが、令和6年度受付分では、この要件を撤廃しているところでございます。

これらのお阪市指定喫煙所、(1)でご説明いたしました、お阪市喫煙所情報登録提供制度で登録した喫煙可能な場所の情報を、お阪市ホームページへの掲載や指導員等が啓発時等の際に情報提供するなど、広く情報を提供していきたいと考えております。

最後に、指導員体制の強化についてですが、令和5年度は、17人体制で実施してございましたものを、本年4月より体制を強化いたしまして、現在指導員、補助員合わせて59人の体制として、巡回指導等を実施しております。

なお、指導員につきましては警察OBを中心に採用しておりまして、補助員につきましては、警察OBといった条件を設けずに、広く一般に募集をしているところでございます。

今後も追加募集を実施して、改正条例の施行までには、100人規模までの体制強化を図っていく予定としております。

説明については以上となります。

○青木委員長

ありがとうございました。

それでは、質問だけではなくて、ご意見、こういうのもっと進めるべきだとか、この点はどうなっているかとかいうことも含めて、それぞれご自由にご意見をいただければと思いますし、ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

さっき早口でよく分からなかったんですが、喫煙所、今6か所の公設と民間の34か所が完了している。それから、公設で41か所が予定済みということでしょうか。

○楠本課長

本年度契約締結なり、今、入札をさせていただいているところになります。

○青木委員長

それは公設で47か所が予定されているということですね。

○楠本課長

はい、そうです。

○青木委員長

そのうち公園でやるのが29か所、道路が10か所、その他行政財産が8か所ということですね。

○楠本課長

はい。

○青木委員長

もう少し補足があったような気もしますが、ちょっと忘れてしまいました。

○楠本課長

あとは、閉鎖型を37か所と開放型は10か所という内訳です。

○青木委員長

公設のほうは37か所閉鎖で、10がオープンということですね。

○楠本課長

はい。

○青木委員長

民間も今34か所できていますけど、説明では、その他が150か所を検討していると、こういうことですかね。

○楠本課長

そうです。

○青木委員長

ということでした、すみません、確認のため。

それでは、いかがですか、ご意見、ご質問。

どうぞ、谷内委員、お願いします。

○谷内委員

幾つかあるんですけど、(1)の大阪市喫煙所情報提供登録制度なんですけど、これは、店舗やその施設のほうから手挙げ方式で登録するというもので、大阪市から調査するとか、そういうことではないということなんですか、それが1点。

2点目、広報に関しまして、この広報が本当に肝になると思うんです。先ほど、インバウンドについても質問があったと思うんですけど、来街者で外国の方もそうですし、国内

の方も増えて、大阪市が路上喫煙禁止になっている、全面的に禁止になるというのを、どれほどご存じなのかというのはすごく疑問があります。関西のテレビやニュースなどでも報道されることが増えていると思うんですけど、関西以外のところだと、それほど報道されていないという可能性もあると思いますし、海外の方については、本当にご存じないまま来られる方もおられて、すごく悪印象といいますか、急に来て何か注意をされてというふうに、大阪に対して悪印象を抱いて帰られると非常に残念だなと思いますので、そういったところ、インバウンドの提案というのもしていただきたい、もうちょっといろいろやっていただきたいなと思っています。

以前ガイドブックに載せてはどうかというお話ですとか、空港ですとか、本当にインバウンドの方が来て、最初のほうに見られる場所ですとか、看板の延長みたいなのところすとか、そういったところを中心に、本当に広報の工夫したものを考えていただきたいなと思っています。

今あるポスターが悪いというわけではないんですけど、もっと直感的に分かるものの方がいいような気がするんです。情報が、特にこののぼりとかは、情報・文字がすごく多く、情報が多くて分かりにくいように思いますので、誰が見てもぱっと見で分かるものをつくる必要があるのかなと思います。

動画ですとか、SNS、今若い方がすごく使っておられて、上の世代、私たちとか上の世代とも全然使い方が違うというふうにも聞いています。動画も本当に短いものしか見られていないという現状もありますし、それをどんどん拡散していくことで、広がりを見せるということもあるそうですので、そういった手法ですね、私もあまり詳しくないので分からないんですけど、ハブとなるような人ですとか、そういう拡散する能力がある、情報をどんどん広げることができる人に伝えていただくというようなことも必要なのかなとは思っています。

(5) 指導員強化についてです。去年までの17人と比べまして、かなり大幅に増やされているということで、強化されているということは分かるんですけど、100人規模が適切なのかどうかというのは難しいところだなと思います。条例を決めたけれども、実際のところ、喫煙していても特に指導もされないよということでは条例を定めた意味というのがなくなってしまうと思います。この100人規模にしましても、1区当たり四、五人ずつぐらいになってしまうと思うんですね。大変悩ましいんですけど、どうしたらいいのかというのと、どういうふうに効果的に回るのがよいのかというところです。満遍なく回るというの

が指導の強化にはならないと思いますし、より喫煙者が多そうなところを回っていくべきだと思うんですけれども、そういったところの計画も併せて考えていく必要があるのかなと思います。特に、繁華街ですとか、インバウンドの方が多いところですか、そういったところ、トラブルも多くなるとは思うんですけれど、多分、喫煙のトラブルもたくさん生じますので、そこでの指導というのも強化していただきたいなと思います。

ちょっと戻ります。喫煙所について、ずっとこの喫煙対策というのをやっているんですけど、この委員会ではないのかもしれないんですが、やはり一番大きな目的というのは、皆さん健康に生きるというところが大きな目的かなと思いますので、できれば、禁煙自体を呼びかけるというのも、どこかでできたらいいのかなとは思っています。

喫煙所の中で禁煙というのを呼びかけられるといいなと思いますし、子どもたちが喫煙所を見て、ここは喫煙する場所なんだというのが、大々的に行政のほうで整備されていくというのを見るのが、どう捉えられるのかなというのも少し疑問には思っています。

公園の中で今喫煙所があちこちに増えているし、喫煙所が増えていることで、例えば地域のほうでもどうなるんだろうというふうに懸念されているところはあると思うんです。今まで喫煙する方が公園にそれほどたくさん来なかったところに、喫煙所ができたということでたくさん来られるようになる、その喫煙所が空いているのであれば問題は生じないと思うんですけれど、じゃあ、その喫煙所に入り切れない数の喫煙者の方が来られたときに、本当にそこで喫煙しないのかとか、周りに路上喫煙が増えないのかとか、そういったところも、併せて考える必要があるのかなと思いついて、なかなか難しいと思うんですけれど、地域との連携ですとか、そういった禁煙で徐々に喫煙者を減らしていくというような働きかけも一緒にやっていく必要があるかなと思います。

以上です。

○青木委員長

それぞれのご意見、いろいろと多方面でご意見いただきましてありがとうございました。幾つかご質問も含めてありますので、まず、1番は手挙げ方式かどうかというあたりはいかがですか。

○楠本課長

こちらの制度については、ホームページで広く募集しまして、ご協力いただける方の手挙げ方式ということで考えております。

○青木委員長

周知としてはホームページですか。

○楠本課長

ホームページと、あとは少しご興味ありそうなところには個別に働きかけをさせていただきたいと考えております。

○青木委員長

商工会議所さんをお願いして、何かそちらのルートからご周知を図るとか、万博の実行委員会のほうをお願いするとか、いろいろもう少し民間事業者に目の届くようなことも考えられないですか。

○楠本課長

その辺も調整をして検討させていただきたいのと、あとは、東京都の千代田区のほうでも喫茶店のチェーン店を中心に、民間喫煙所というような、周知されるような喫煙者マークを作成されていますので、そういったところで掲載されている事業所さんにも、個別には当たっていきたいと考えております。

○青木委員長

それから、インバウンド、国内旅行者向けのものが具体的にどういう取組を検討しているかというのは、確定していないものでも、取組として予定しているものを含めて何かあれば、お願いできますか。

○楠本課長

この間の議論でもインバウンド対策が非常に重要であるというのはご意見いただいておりますので、大阪府、先ほどご説明しました、大阪観光局というところがございまして、そちらと連携しつつ、市内3か所ある観光案内所でのポスター、配布物は可能であれば配布していただくようなものであったりとか、大阪観光局のホームページのほうに注意喚起の文章を載せていただくとか、あとは、少し旅行者向けの何か対策は図れないかというところを、大阪観光局と現在調整をさせていただいているところになっております。

○青木委員長

この委員会では、具体的に関空で降りてから大阪に入るまでのルートを潰していくべきだとか、関空、それから、南海とか、JRの電車とか、観光バスとか、それからガイドブックとか、そういう具体的な提案がたくさんされたと思うんですけど、そのあたりはどうですか。

○楠本課長

実際、閑空なり、どこか空港なりからは鉄道等で移動される方が多いかなと考えられますので、今は、大阪メトロの車内のポスター掲示を調整はさせていただいているところではあるんですけど、大阪メトロ以外の鉄道各社についても、広報周知にご協力いただけないかというところを、今後少し詰めていきたいと考えているところです。

○青木委員長

ありがとうございます。

それ以外に、ご意見以外のご質問として、指導強化に対して何か具体的な計画とか、こんなふうなエリアでこんな計画もありますみたいな、何かあるんでしょうか。

○楠本課長

今、体制強化をしたもので効果的な巡回ルートをどう設定すべきかというものを調査中でして、主に谷内委員からのご意見にも含まれていたかと思うんですけど、繁華街と申しますか、人通りの多いところ中心に回らせていただこうと考えておまして、少し繁華街で来街者といいますか、人が多く集まるエリアと、住宅地のほうとは濃淡をつけてちょっと巡回指導は回らせていただくようなことで、検討しているところです。

○青木委員長

ありがとうございます。

そのほかの皆様いかがでしょうか。

では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

来年1月から条例が発令されて、実際指導員の方を含めて、例えばどういうことがトラブルといいますか、どういう事態が起こるだろうなということを想像したときに、僕は3つあると思うんですね。先ほどもそのうちの2つは言ったんですけども、一つは外国人の方とのトラブル、それから、そんな条例は知らないよということで、実は市民の人も半分も知らなかったというようなことが懸念されるんじゃないかなという、この質問は先ほどさせていただいたからもういいんですけども、もう一つが、じゃあ、どこで吸うんですかと、どこに行ったらいいんですかということについて、この、今日頂いた資料では指定喫煙所とか、あと喫茶店とか、そういう情報を大阪市のホームページに掲載と書いてあるんですけど、大阪市のホームページをみんな見るかなという率直な疑問があります。今回、こういう条例をわざわざ大阪市でやろうということは、万博という一つ大きな目的があっ

て、見ますと、国際観光都市にふさわしいというふうな大上段に構えたことを言っているんだけど、もうちょっとデジタルが進んだ、例えばですけども、QRコードを読み取ったらぱっと吸う場所が出てくるとか、それをこうして移動させるとどンドン。そういうのを一つ作っておくと、たばこを吸う人がお互いに情報交換したら済むだけだし、多分そういうのが一番コストが安くなるんじゃないですか、紙を何万枚も刷るとか、そんなことをするよりも。手間暇も、ポスターを貼る手間暇とかよりは安くつくので、ぜひ、こういうことに取り組んでいただいて、そういうことが、実は大阪市として準備できて、そういうものに英語化もできてますとか、中国語もできていますということこそが、万博にふさわしいような気がしますので、そういうデジタル化というのはぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

○青木委員長

これも、委員会でもかねてよりいろいろアイデアを出させていただいているところですが、そのあたりはいかがですか。ホームページでは確かに誰も見ないですからね。

○楠本課長

ありがとうございます。確かにおっしゃられるように、本市のホームページをなかなか見られる方とか、本市のホームページで住所地をご紹介しただけでは、その住所の所在地がぱっとイメージできるかという、非常に厳しいところもあるかと思いますので、おっしゃっていただいているように、実は、大阪市の運営するマップナビおおさかという地図サイトのほうがございまして、そちらのほうに喫煙所をプロットさせていただいたうえで、そこに誘導するためにポスター等にQRコードをデザインとして入れさせていただいて、そこから誘導するような形で、ちょっと今検討を進めているところでございますので、1か所その地図から全体的に近いところを探していただくというような形で誘導できないかと検討しているところになります。

○青木委員長

ありがとうございます。ぜひ見やすいそういうマップを開発して、どんどん更新できるようにしていただければと思いますし、いろんなところにQRコードだったら貼り付けられると思いますので、指導員さんももちろん持っていただくし、いろいろ啓発グッズの中にもどンドンQRコードを付けていただければというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

では、小谷委員、お願いします。

○小谷委員

まず、じゃあ1ページ目のところからお願いしたいと思います。

大阪市喫煙所情報提供登録制度のお話なんですけれども、先ほどのエリア団体さんのお話でもありましたが、こういった活動をするということというのは、民間事業者の方にとっては議論の中でも出ましたけれども、SDGsへの貢献であるとか、広くが社会貢献という形で、それにメリットを感じていただけるような仕組みをつくることが重要ではないかというお話が出ていたかと思います。その中で、結局何らかの、やはり手を挙げていただくにしてもインセンティブがあることが重要かなと思ひまして、なかなかそうは言っても、インセンティブは難しいんですけれども、少なくともコロナ以前、エリア団体さんについては、ベストプラクティスということで表彰制度とかもされていたようなお話もあったかと思ひますので、こういったご協力を積極的にいただいている団体様とかには、何らかのそういうご貢献を、感謝を表すような形とか、そういったご貢献についての広く市民に知っていただくような形というものを設けていくことが、最低限必要ではないかなということ、その辺をセットで考えていただければいいのかなというふうに思っております。それで、その辺についてお考えをお聞きしたいということですね。

それから、広報と喫煙場所の話も加わって、先ほどから議論に出ているところなんですけれども、やはり私も、以前よりQRコードがポスターに載っていればいいのという話があって、今回もやはり載らないんだなというふうに正直思ってしまったんですけれども、何か一括して、大阪に来られた方がこのQRコードを読み取ると、これについての情報を一括して得られるようなツールに統一していくことというのも大事なのかなと思ひまして、もちろんきめ細やかにいろんな面で、路上でのポスター掲示とかもちろん必要ではあるんですけれども、ある程度情報を集約して一元化していただくことで、大阪市に旅行に行く場合にどのような注意点があるのか、あるいはどういう楽しみがあるのかといった情報を一括で確認できるサイトをはっきりとしておくことで、皆さんが、例えば外国人の方が関空に着かれて、国別や言語別にQRコードでこちらを見てください、別にしなくてもいいのかもしれないですけど、それを読み取ることで取りあえず注意点、大事なことで、喫煙に限らないかもしれませんが、ばんばんばんとこう出てくる。喫煙者の方はそこを進むと喫煙場所にたどりつく、結局、防止のためにもう一つ大事なことは喫煙場所を正確に理解いただいて、適切な場所で喫煙いただくことというのが本来の趣旨だと思いますので、そこが分かりやすいように、やはり何か工夫が必要なのではないかなと。今はホームペー

ジに掲載するしかなかったとしても、そこに誘導するようなホームページに少なくともすぐアクセスできるような何か工夫というのが必要なのかなと思いますし、これまでの中でもすごく非常にいろんな方法、ご提案が委員の皆様から出ていたと思いますが、あまりたくさんいっぱい方法があると、それはそれで混乱を生みますし、アプローチの仕方もさらにコストもかかってきますので、その辺一元化した方法も一つ考えていただきたいというふうに思っております。

それから、喫煙所についてなんですけれども、まずひとつ、これは報道レベルで私も目にしただけなんですけれども、この条例改正案が出たときに、閉鎖型の喫煙所整備でいくんだというふうに、幾つかの新聞で出ておりました。それについて予算の問題とか、市民の方々にちょっと議論を投げかけるようなものであったかと思うんですけれども、今お話では、全てが閉鎖型とは限らないようなお話もありましたが、この辺の議論を我々もコストのお話から設置場所の確保、それから設備の有効性みたいな話も含めて、様々な情報をいただいてまいりましたが、単にそのような研究も進んでいきますので、ブラッシュアップするとはいえ、現時点で、その辺についての方針というのはどのように立てられているのかというのを、少しお聞きしたいというふうに思っております。立地によってもできるもの、できないものというのもございますし、恐らく現在優先すべきは、まずは数のほう、確保のほうが優先されるのかなと思うんですけれども、一方で、万博が来て終わりではないので、やはりその先を考えていたときに、どのような形での整備を、まず、現段階では整えるのか、また定期的にP D C Aサイクルを回すという言葉も答申にも出ていたと思いますので、一定期間においてそれを見直していくことで、より適切な分煙社会を形成することを目指すんだということに向けてのお考えをいただきたいと。

それから、もう一つが、指導員等の体制強化の話なんですけれども、こちらについて、先ほどほかの委員からもご質問がありました。特にこれまでは一概には言い切れないんですけれども、警察OBの方を中心に当たっていただくことで、言い方が砕けて申し訳ありませんが、割とやはり対応がお上手といいますか、余り大阪ではトラブルなく徴収ができてきたというふうに伺ったように思います。

ただ、強化していくに当たって、やはり100人規模になってきたときに、先ほどもご説明の中で、必ずしも警察OBの方に限らない形を想定していらっしゃるということであれば、今後トラブルなどの可能性も高まるのかなというところで、その辺のマニュアル作成であるとか、指導体制の在り方みたいなものについて懸念事項等があれば、あるいは、

それについてのさらなる対策等の検討があれば教えていただきたい。

また、特に外国人の方への対応のお話、先ほど来出ておりますけれども、議論の中でも京都市とかの例を参考にというふうなお話があったかと思imasので、もし、具体的にそういういった日本語を言語として用いられない方への対応について、具体的にされているものがございましたら、ご紹介いただきたい。

そして、実際に過料の徴収方法についてもなんですけども、特に外国人の方とかがいらっしゃったとき、そもそも現金を、日本円で1,000円という、持ち合わせがないとか、徴収方法についても今行政が取り得る手段、多様化しているところだと思うんですが、その辺についても、対応についてどのぐらいの柔軟性を持った形で予定されているのかというところを少し伺えればというふうに思っております。

○青木委員長

5点ですか、ご指摘いただきましたので、それぞれお願いいたします。

○楠本課長

それでは、1点目の(1)の大阪市喫煙所情報提供登録制度については、おっしゃっていただいた、表彰であったりとかというところはまだ検討しておりませんので、今後またそういった点も、インセンティブとして検討してまいりたいと考えております。

続きまして、インバウンド対策としての一括した情報の一元化というところについては、なかなか広範な部署にまたがって、恐らく対応していかないといけないかなというところではございますので、少しそういったところをできるかどうかは、今後また検討していきたいと考えております。

(4)の喫煙所整備のところにつきましては、ご紹介いただいたように、原則は閉鎖型という形で取り組まさせていただいているところではあるんですけど、やはりそちらのほうもおっしゃっていただいたように、立地であったりとか、建築条件によっては、場所に応じて、どうしても閉鎖型が設置できないであったりとか、開放型のほうが望ましいだろうというところは、立地状態に合わせて、周辺環境に合わせて形態のほうを選択させていただいているところとなっております。

指導員体制につきましては、こちら京都市も参考に外国人の対策をという、外国人への指導の対策をというところもご意見をいただいたところなんですけど、今のところは、引き続き、マニュアル等も含めてカードで多言語に対応していくというようなところで考えております。

あと、警察OBであることによってトラブルが少なかったのではないかという点なんですけれど、なかなか100人規模となると、警察OBをそれだけ雇用するというのも難しい部分もございまして、班の中で警察OBの割合というのは少し下がってしまうところではあるんですけれど、ゼロ人とならないように、その辺は工夫しながら取り組んでいきたいと考えているところになっております。

○青木委員長

徴収方法ですね。

○楠本課長

すみません、徴収方法につきましては、なかなかまだ多様な、おっしゃっていたように、コード決済と言われるものが増えてきたりとかしておるんですけれども、前々回ぐらいの委員会でも引き続き検討していくというところで、まだちょっと引き続き検討してこうと思っておりますので、申し訳ありませんが、引き続きの検討課題として、継続して検討していきたいと考えております。

○青木委員長

今のところは日本円の現金徴収のみということですね。指導員の皆さんへのマニュアルというのはもちろん公開するようなものではないと思いますが、そういうマニュアルとか、現時点でもあるんですか。

○楠本課長

指導マニュアルのほうもございまして、毎年度とはなかなかできていないところではあるんですけど、必要に応じて改定のほうを行っております、ノウハウを積み重ねるようにさせてはいただいているところです。

○青木委員長

今後そこにインバウンド対策とか、人数が増えたことによる課題が出れば、盛り込んでいくということも可能なわけですね。

○楠本課長

そうですね、その辺は対応させていただきます。

○青木委員長

あとは、喫煙所は基本閉鎖型で進めるけれども、事情によってそこを柔軟にという、そういう原則閉鎖型が基本ですというのが大阪市の考え方ということですか。

○楠本課長

そうですね。

○青木委員長

よろしいですか、委員のほうで追加の質問等はございますか。

○小谷委員

特に、指導員の徴収については、大阪はトラブルもほぼなく、また徴収率という点で変ですが、高い徴収率をずっと維持されてきたところかと思いますが、これだけ大規模に体制強化にかかると、やはり大幅な状況変化というものが予想されますので、事が起きてからというよりは、やはり事前に少し検討を詰めていただいて、もうあとそれほど施行まで期間がございませんので、こういった民間の方に指導員になっていただいて、行政業務を執行いただくときに、やはり権原の問題等もあって、トラブルが発生したときに、実際に当たっていらっしゃる指導員の方が非常にお困りになるということが懸念されますので、その辺については、重ねて検討の充実をお願いしたいと思っております。

○青木委員長

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

それでは、私がいつも言っている（3）の路上その他の禁止区域の表示ですけども、ぜひ路面に分かりやすい、言葉ではなくてマークで十分なので、そういうタイルをどんどん貼っていただくと、大体たばこを吸う人は下のほうを向きますので、非常に効果的だと思いますが、今のところなかなか大阪市の場合、道路にタイルを貼っていただけるようなのが少ないので、ぜひそれを、これからはどんどんエリアも広がりますけれど、そこに上手に道路とも調和するようなものをぜひつくっていただいて、今日は来ていただいています、道路を管理をされるセクションの皆さんにもご協力いただいていますし、そこにもまたQRコードとか、いわゆる貼り付けることもできると思いますし、ぜひそれを進めたいと思いますが、今のところ調整は頑張っておられますでしょうか。

○楠本課長

今のところどの部分に、設置場所の調査を今はしております、貼り付けられる素材であったりとか、そういったものの仕様について、今検討を重ねているところになっております。

○青木委員長

ありがとうございます。

それから、周知と広報とか、例えば私がよく分からないで言っていますが、短い動画を学生さんとか、小学校とか、中学校の皆さんに、踊り付きなどで15秒でT i k T o k に上げられるようなもの等、大阪市はこれから路上喫煙禁止なんだというものを募集して、懸賞をかける等、そうすると子どもさんたちにも周知されると親御さんに周知されて、30代、40代に伝播するのかなとかいろいろ思ったりもするので、そういうイベント的な周知の工夫というのも教育委員会とかにもご相談いただいて、何かあってもいいのかなと思ったりもしますので、ぜひ、いろいろハードルがあるような気はしますが、またご検討いただければというふうに思います。

先ほど谷内委員からご懸念がありました、喫煙所ができることはいいことである一方で、そういうことによるマイナス効果とか、子どもさんへの影響とかいうことについては、何かご検討とか、しているところはありますでしょうか。

○楠本課長

喫煙所の周りについては、指導員の巡回も必要に応じてさせていただきたいと考えておりますし、また閉鎖型の喫煙所で申しますと、今5年間のリース契約という形で喫煙所のほうを設置しております。喫煙所整備については、今後も必要な配置であったりとか、利用率のほうも勘案しまして、喫煙所の大きさといいますか、規模であったりとかというのも引き続き検証が必要かと考えておりますので、どうしても喫煙者が使用できずにあふれるようなところについては、規模等も含めて検証等は引き続き必要かと考えております。

以上です。

○青木委員長

これは、今後も実際実施しながら出てくる問題を検証する必要があるような場面かなと思いますので、よろしくをお願いします。

その他いかがですか、ご意見はよろしいですか。

それでは、いろいろなご意見をいただきまして、たくさんの宿題もいただいたと思いますので、ぜひ今日出されたいろんなアイデアを来年1月は本当にもうすぐですので、それに向けて様々な取組を進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、今日委員の皆様からは、今後の対策についていろんな意見をいただいたということで、この第3の議題については締めさせていただきたいと思います。いろいろご意見をありがとうございました。

これ以外に、この際ですので、委員の皆様から何かご意見やご感想等がございましたら

いただければと思いますが、いかがでしょうか。

また、今日欠席の玉川委員にはぜひ個別にもご意見をいただいて、それも反映するようお願いしたいと思います。

それでは、以上で議題としては終了させていただきまして、進行のほうを事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局（杉本課長代理）

ありがとうございました。

本日は青木委員長はじめ、委員の皆様方には大変お忙しいところ、多数のご意見等を賜り、誠にありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、大阪市環境局長の堀井よりご挨拶申し上げます。

○堀井局長

環境局長の堀井でございます。すみません、本日は公務がございまして遅れてまいりまして、大変申し訳ございませんでした。

本日は委員の皆様には本当にお忙しい中、大阪市路上喫煙対策委員会にご出席を賜りまして、活発なご審議を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

一昨年3月に前松井市長より、2025年の大阪・関西万博の開催都市として、SDGsの達成に向けて、市内全域を路上喫煙禁止とする方針が示されて以降、本委員会におきまして、委員の皆様より、様々な項目についてご審議をお願いしていたところでございます。

その上で、昨年8月にパブリックコメントを実施、12月には最終答申を頂戴し、その後、本年3月27日に大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正が議決されたところでございます。

委員の皆様のお力添えによりまして、大きな節目を乗り越えることができましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。

市民の皆様の安心・安全及び快適な生活環境の確保、さらには国際観光都市にふさわしい環境美化のため、今後とも必要な運営施設の整備、市民の皆様やインバウンドの方も含めた来阪者への周知・啓発など、路上喫煙に対する取組を着実に推進し、来年1月の改正条例の施行を目指してまいりたいと考えております。

また、条例施行後になりましても、取組効果の検証なども行ってまいりる必要がございます。引き続きご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございま

すが、委員会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（杉本課長代理）

それでは以上をもちまして、第48回大阪市路上喫煙対策委員会を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後3時52分